



鳥取県公報

令和6年7月5日(金)
号外第62号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請(439) (産業廃棄物処理施設審査課)・・・2

告 示

鳥取県告示第439号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

令和6年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理事長 岡本 康宏
米子市明治町105
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
米子市淀江町小波字泉原434-2、434-10、434-102、434-103、434-104、434-105、434-106、434-107、434-108、434-109、434-110、434-360、434-361、434-385、1790-2、1790-3、1791、1792、1793、1794、1799、1800、1801、1802-1及び1802-2並びに字林ノ奥435、436-1、436-2、436-3、436-4、437、441-1、443、444、445-1、445-3及び445-4
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び令第2条第13号に規定する産業廃棄物（以上13品目。いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類にあつては、石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日
令和6年5月31日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所、期間及び時間

場所	期間	時間
(1) 鳥取県地域社会振興部兼県土整備部産業廃棄物処理施設審査課（鳥取市東町一丁目220）	令和6年7月5日から同年8月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前8時30分から午後5時まで
(2) 鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課（米子市糺町一丁目160）		
(3) 米子市役所市民ホール（米子市加茂町一丁目1）		
(4) 米子市市民生活部環境政策課（米子市河崎3280-1）		
(5) 米子市淀江支所（米子市淀江町西原1129-1）		
(6) 米子市大高公民館（米子市尾高1759-1）	令和6年7月5日から同年8月5日まで（それぞれの施設の利用が可能な日に限る。）	午前8時30分から午後5時まで
(7) 米子市淀江公民館（米子市淀江町淀江796）		
(8) 米子市大和公民館（米子市淀江町中間592-1）		
(9) 米子市宇田川公民館（米子市淀江町中西尾466）		
(10) 小波上公民館（米子市淀江町小波地内）		
(11) 小波浜公民館（米子市淀江町小波地内）		
	令和6年7月5日から同年8月5日	それぞれの施設の利用が可能な時間

(12) 福平公民館（米子市淀江町福頼地内）	まで（それぞれの施設の利用が可能な日に限る。）	
(13) 西尾原公民館（米子市淀江町西尾原地内）		
(14) 上泉公民館（米子市泉地内）		
(15) 下泉公民館（米子市泉地内）		

8 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の記載内容等

意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(3) 意見書の提出期限

令和6年8月19日

(4) 意見書の提出先

ア 鳥取県地域社会振興部兼県土整備部産業廃棄物処理施設審査課（鳥取市東町一丁目220）

イ 鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課（米子市糺町一丁目160）

ウ 米子市役所市民ホール（米子市加茂町一丁目1）

エ 米子市市民生活部環境政策課（米子市河崎3280-1）

オ 米子市淀江支所（米子市淀江町西原1129-1）

(5) 意見書の提出方法

(4)の各窓口への持参、とっとり電子申請サービス (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) 及び郵送（郵送による場合は、宛先を(4)のオとし、提出期限の日までの消印のあるものに限り受け付ける。）